

平成23年度 東郷町教育の一般方針

I 学校教育

1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標とするものである。

各学校においては、児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力により創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領等の趣旨を十分に理解し、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力する。

基本的理念を次のとおりとする。

- (1) いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う。
- (2) 自ら学び、深く考え、主体的に行動する力を養う。
- (3) 礼節を重んじ、自らを律し、他とともにこころ豊かな生活を築く態度を養う。

2 重点施策

- (1) 学習指導要領に定める「生きる力を育む」という理念を実現するための具体的な手立ての確立に努める。

ア 心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、適切な運動の経験や合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育成する。

- (2) 生涯学習の基礎となる能力や態度の育成に努める。

ア 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、学習に対する意欲や興味・関心を高めるとともに、学び合う楽しさや成就感を体得させ、自己教育力の育成に努める。

イ 国語を適切に表現し正確に理解できるように、話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと的能力を偏りなく養われるように努める。

ウ 障害のある児童生徒には、自ら困難に立ち向かい、社会的に自立できる力を育成するための支援に努める。

エ 中学校において職場体験推進事業を実施し、キャリア教育の充実に努める。

- (3) 基本的生活習慣の徹底と道徳教育の一層の充実に努める。

ア 道徳教育の充実を通して道徳的実践力を高めるとともに、児童生徒の心に響く体験活動を通して、豊かな情操の育成に努める。

イ かけがえのない命の大切さに気づかせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培うとともに、人権教育の充実に努める。

ウ 善悪についての判断力や、望ましい社会性を養うとともに、正義感や公正さを重んじる心の育成に努める。

- (4) 学校、家庭、地域社会との連携に努める。

ア 学校、家庭、地域社会が果たすべき役割を考え、相互の連携をより深め、健全な児童生徒の育成に努める。

イ 家庭や地域社会に対してより開かれた学校運営や学校の望ましい将来像を構築するため、学校評価制度を継続して実施する。

- (5) 生徒指導の充実に努める。
- ア 常に児童生徒の人間関係を正しく掌握し、不登校やいじめなどの問題行動等の未然防止、早期発見と適切な指導に努める。
 - イ 学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にして、各中学校区の「生徒指導推進協議会」活動の充実に努める。
 - ウ 心の教室相談員、スクールカウンセラーを中学校に引き続き配置し、生徒の心のケアに努める。
 - エ 学校不適応児童生徒を支援するため、人とのかかわりに慣れさせることや体験を重視した活動を多く取り入れた教室（ハートフル東郷）を継続して運営する。
- (6) 情報化、国際化に対応した教育の推進に努める。
- ア 情報化社会の到来に即応した設備の一層の充実及び情報機器を活用した情報活用能力の育成指導に努める。
 - イ 小中学校における外国人英語指導事業を引き続き実施し、国際化社会の中で活躍できる人材育成のため外国語を通じ、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションが図れるように努める。
- (7) 児童生徒の安全指導及び健康保持に努める。
- ア 地域の交通事情や危急の災害等に対応できる実践的な能力を身に付け、安全を考えた行動の習慣化に努める。
 - イ 安全な学校生活を送るため、危険を予測して安全に行動する態度と能力の育成に努める。
 - ウ 児童生徒の安全確保にむけて条件整備を行う。
(こども110番の家、スクールガード、不審者情報ネットワーク)
- (8) 学校施設等の整備に努める。
- ア 各学校の校舎の老朽化が著しく改修の要望が多い中で、改修に当たっての内容や順位付けの説明責任を全うし、限られた財源を効率良く使用するため、校舎改修計画作成業務を実施する。
 - イ 昇降機の故障による配膳作業の阻害及び人身事故を未然に防ぐため、諸輪中学校の昇降機改修工事を実施する。
 - ウ 学校施設・設備の安全管理の徹底に努める。
 - エ 教育用備品の計画的な配置を図り、学習環境の充実に努める。

II 学校給食

1 基本方針

学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食生活の正しいあり方を習得させるとともに、食べ物の生産から消費までの流れを理解し、楽しい会食を通して好ましい人間関係を育み、健康で充実した生活を送ることを目標に、学校教育の一環として行われているものである。

学校給食法第2条に規定する学校給食の目標を踏まえ、健康と食生活とのかかわりに関心を持たせ、学校給食を通して望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進する。

2 重点施策

- (1) 魅力あるおいしい給食づくり。
 - ア 「カミカミメニューの日」などを設定し、生きる力を育み望ましい食生活の手本となる学校給食を推進する。
 - イ 旬の食材や行事にちなんだ献立を取り入れ、また、セレクト給食などを実施し、季節感のある楽しい給食を推進する。
 - ウ 地場産物の活用に努め、町内で生産される米や野菜等を取り入れた献立を実施する。
- (2) 食に関する指導を推進する。
 - ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。
 - イ 栄養教諭や学校栄養職員が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身につけさせる。
 - ウ 学級活動、給食時、教科、総合的な学習の時間等において学年や目標に応じた内容で食に関する分野の指導を行う。
- (3) 家庭や地域との連携を密にした給食を推進する。
 - ア 望ましい食生活の啓発のため、食育だよりを発行する。
 - イ ホームページにより、好評な献立の紹介や地場産物を使用した給食等のトピックスを発信する。
 - ウ 給食に含まれるアレルギー物質等の正確な情報提供に努めるとともに対応可能な措置について実施する。
- (4) 衛生管理を徹底し、食中毒防止に努める。
 - ア 安全な給食づくりのため、調理室のドライ運用を推進する。
 - イ 食材、調理器具、食器、食缶等の細菌検査等を実施すると共に調理業務に携わる者の衛生管理に努める。
- (5) 老朽施設・設備等の改修を計画的に実施する。
 - ア 既設調理場の改修・改善を計画的に推進する。
 - イ 調理機器や器具、洗浄機器等の更新計画を策定する。

Ⅲ 生涯学習

1 基本方針

急激な社会・経済情勢の変化や情報化、国際化、少子高齢化などの社会変動の中、こうした社会・経済の変化に対応するため、幅広い年齢の人々に学ぶことの意欲が高まっています。

本町の生涯学習事業においては、第5次総合計画に掲げられた、将来都市像「人とまち みんな元気な 環境都市」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場の提供、文化団体の活動支援、文化活動への参加機会の充実、文化財の保全や活用などに努めるとともに、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境の充実、各種スポーツ団体の育成、さらには本町の特色あるスポーツであるボート競技の振興などを進めることによって、町民自ら学び、その成果を活かすことができるよう生涯学習社会の構築を推進していくこととします。

2 重点施策

(1) 生涯学習活動の充実

- ア 生涯学習の拠点である町民会館を中心に、生涯にわたり生きがいを持って過ごすことができるよう生涯学習活動の機会や場所を充実します。

イ 各種社会教育事業の実施について、社会教育委員の主体的な企画及び立案により進めます。

(2) 放課後子どもプランの推進

ア 子どもたちに安全・安心な居場所を提供するために学校施設を利用し、学習の支援を始め、学年の異なる子ども同士の交流、地域の大人との交流、様々な体験活動などを通じて児童の健全育成を図ります。

イ 現在、放課後子ども教室を兵庫小学校及び高嶺小学校で開設しており、さらに本年度、新たに東郷小学校での開設を計画します。また、順次全小学校に拡大していくための準備を進めます。

(3) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

ア 自分自身で学び考え、豊かな社会性を備えた青少年の育成を目指し、学校や地域と連携し、啓発活動等を展開していきます。

イ 潤いのある明るい家庭又は家族の絆は、豊かな社会を形成するうえで特に大切なことです。学校と地域が連携しながら家庭教育推進事業を積極的に進めます。

(4) 文化・芸術の振興

芸術文化に親しむ事業を充実するとともに、地域文化の振興を図るため文化団体の活動を支援していきます。

(5) 郷土資料館の充実

ア 郷土資料館の展示物と展示方法の検証を行い、文化財に対する町民の関心が、より一層高まるよう努めるとともに、企画展などを開催し、身近に郷土の歴史や文化などに親しめる機会を増やします。

イ 昨年度、整備した展示資料や映像資料により回想法による認知症予防事業にも活用していきます。

(6) 文化財保護と継承

ア 貴重な文化財の適切な保存に努めるとともに、文化財保護委員と連携を持って町内に眠る文化財の確認を行います。

イ 無形文化財や民俗文化財を後世に伝えるための方策を検討します。

ウ 新たな町誌の刊行に向けて、調査研究及び重要な資料等の保存を継続して実施していきます。

(7) 図書館活動の推進

ア 生涯学習施設の拠点として、蔵書の充実を図るとともに、幼児のブックスタートやお話会など実施し特色ある図書館を目指します。

イ インターネット等の活用により、各地域の図書館の協力と情報提供を通じて、利用者の要望する情報を一層速やかに提供できるよう努めていきます。

ウ 町内小中学校の図書室へ図書の団体貸出をし、学校との連携を図ります。

エ 利用者サービスの向上を図るため、効率的な図書館運営のあり方について研究及び検討を重ねていきます。

(8) スポーツの普及・振興

ア レガッタのさらなる普及のため、ボート体験やボート教室などを充実します。また、ボート競技団体等との連携を図ることにより、ボート競技のより一層の普及、振興を進めます。

イ スポーツ普及の重要な担い手である体育指導委員との緊密な連携のもとに各種スポーツイベントを開催するとともに、だれもが生涯を通して気軽

にスポーツを楽しめる環境をつくります。

ウ 家族のふれあいとスポーツに親しむ機会のある「家族体力づくりの日」の運営を体育指導委員及び体力づくり推進委員が中心となって地域との連携を持って展開していきます。

エ 地域スポーツ活動の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの創設に向け、東郷町体育協会及び各種スポーツ関係団体等と協力して、早期実現に向けて展開していきます。

オ 誰もが日常生活を健康で楽しく安全に送るため、基礎的運動能力の向上の理念を持ったコーディネーショントレーニングの普及を進めます。

(9) 体育施設の整備充実

ア 体育施設利用者の利便に配慮した施設環境の充実に努めます。

イ 総合体育館、愛知池運動公園など指定管理者制度導入施設については、民間のノウハウを活かした施設の管理運営を行い、より一層のサービス水準の向上及び充実に努めます。